

グループホームさんだん花 重要事項説明書

株式会社 さんだん花

1. 事業者

法人名	株式会社 さんだん花
法人所在地	沖縄県宜野湾市大山七丁目7番22号
電話番号	098-890-1241
代表者氏名	天願 莊子
設立年月日	平成13年11月2日

2. 事業所概要

事業所名	グループホームさんだん花
法人所在地	沖縄県宜野湾市大山七丁目7番22号
運営方針	1.家族的な環境づくりに努めます 2.認知症高齢者のこれまでの生活や個性、役割を尊重します 3.ご家族や地域との結びつきを大切にします
電話番号	098-890-1242
FAX番号	098-890-7101
事業所番号	
建物概要	構造 鉄筋コンクリート造り 4階建 <2ユニット>(2階/3階部分)
その他の設備	緊急連絡装置 スプリンクラー エレベーター ナースコール(各居室)
非常災害設備等	消火器 自動火災通報装置
協力病院	クリニックぎのわん

3. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況> (2 ユニット)

令和 6 年 3 月現在

職種	人数
管理者	2名(兼務)
計画作成担当者	2名(兼務)
介護従事者	6名以上

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制(標準)
管理者	日勤 8:30 ～ 17:30
計画作成担当者	早出 7:00 ～ 16:00
介護従事者	日勤 9:00 ～ 18:00
	遅出 10:00 ～ 19:00
	夜勤 16:00 ～ 翌日9:00

※あくまで標準的な時間ですので、上記と異なる場合もあります。

4. 入居にあたっての留意事項

- ★ 面会時間は 9 : 00 から 19 : 00 でお願いいたします。
- ★ 外出、外泊等は事前に管理者へご相談下さい。
- ★ 病院受診は、原則ご家族でお願い致します。
- ★ 金銭はお小遣い程度にお願いします。金銭の管理は行えません。
- ★ 居室や設備、備品は本来の使用に従って使用します。
- ★ 騒音等、他の入居者に迷惑になる行為は慎むようお願いいたします。
- ★ ペットや危険物又は他の方に迷惑になるものは持ち込まないようお願いします。
- ★ 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行わないこと。
- ★ 定められた場所以外で、火気の使用はできません。
- ★ むやみに他の入居者の居室に立ち入らないこと。
- ★ 場合によっては、居室の移動をお願いすることがあります。

5. サービス及び利用料金等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度に応じて定められた金額(省令により変更する場合がある)が自己負担となります。
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。

1) 施設利用料金

◇ 食費 (1 日当たり) 1,650 円 朝食 370 円 昼食 600 円夕食 680 円

※特別な行事の際の行事食の差額は別途扱いとなります。

◇ 家賃（1月当たり） 67,000 円

◇ 共益費（1月当たり） 13,000 円

2) 介護保険自己負担額

介護度	1日当たり介護費用	1ヶ月(30日計算)
要支援 2	749 円	22,470 円
要介護 1	753 円	22,590 円
要介護 2	788 円	23,640 円
要介護 3	812 円	24,360 円
要介護 4	828 円	24,840 円
要介護 5	845 円	25,350 円

自己負担額

介護度に関わらず一律1～3割の自己負担になります。なお、介護保険制度の変更に伴い変更が生ずる場合があります。

6. 事故発生時の対応について

当事業所を利用中に万一事故等が発生した場合には、応急処置を行うとともに、主治医又は関係医療機関と相談し、受診を要する場合は、ご家族等へ連絡します。

7. 損害賠償責任保険の内容

事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

尚、当事業所は、介護保険事業所向けの損害賠償保険に加入しています。

8. 苦情の受付について

① 当施設における苦情の受付

苦情受付担当者	玉里 政勝
電話番号	098-890-1242
受付時間	9:00～17:00
相談方法	面談・電話・文章フロア内ご意見箱設置等あり

② 行政機関その他の苦情受付期間

名 称	宜野湾市役所 介護長寿課
所 在 地	宜野湾市野嵩1丁目1番1号
電話番号	098-893-4411
受付時間	平日9:00～17:00(土日祝日はお休みです)

重要事項の説明および同意

グループホームさんだん花を利用するにあたり、基本料金、その他の料金及びその他の加算について説明を受け、その内容を十分に理解したうえで、同意します。

令和 年 月 日

説明者

宜野湾市大山 7 丁目 7 番 22 号

グループホームさんだん花

管理者 古堅 綾乃

玉里 政勝

利用者

住所 _____

氏名 _____

家族 (扶養義務者)

住所 _____

氏名 _____

(続柄) _____

◆サービス利用料金に加算される金額

加算項目	費用額	加算要件
身体拘束廃止未実施減算	△10%/日	身体拘束適正化のための対策委員会を3月に1回以上開催、指針の整備、介護職員その他の従業者に対し、適正化のための研修を定期的実施していない場合。
夜間支援体制加算(Ⅱ)	25円/日	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護従事者又は宿直勤務を行う者を1名以上配置した場合。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合。
医療連携体制加算(Ⅰ)	37円/日	24時間連絡体制の整った看護師による、日常的な健康管理や医療機関との連絡・調整が行われ、また重度化した場合の看取りの指針を整備して、その内容について利用者やその家族に内容を説明した上で、同意を得ている場合。
医療連携体制加算(Ⅱ)	47円/日	看護職員を常勤換算で1名以上配置し、喀痰吸引を実施又は経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている利用者が1名以上である場合(看護職員が准看護師である場合には病院、若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保)。
医療連携体制加算(Ⅲ)	57円/日	看護職員を常勤換算で1名以上配置し、喀痰吸引を実施又は経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている利用者が1名以上である場合。
初期加算	30円/日	入居日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入居も同様。
退去時相談援助加算	400円/回	利用期間が1ヶ月を超える利用者の退去に際し、福祉サービス等について相談援助を行い、退去後も訪問や必要な情報提供を行った場合。
看取り介護加算	144円/日	死亡日以前4日以上30日以下
	680円/日	死亡日の前日及び前々日
	1,280円/日	死亡日
栄養スクリーニング加算	5円/日	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報を計画作成者に文書で共有した場合(6月に1回を限度とする)。

認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	日常生活自立度がⅢ・Ⅳ・Ⅴの利用者の割合が1/2以上であり、認知症介護実践リーダー研修者を配置した場合。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	日常生活自立度がⅢ・Ⅳ・Ⅴの利用者の割合が1/2以上であり、認知症介護指導者研修の修了者を配置した場合。
生活機能向上連携加算	200円/月	リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が認知症共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を行った場合。
口腔衛生管理体制加算	30円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行った場合。
サービス提供加算 強化加算(Ⅰ)イ	18円/日	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60/100以上である場合。
サービス提供加算 強化加算(Ⅰ)ロ	12円/日	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上である場合。
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	6円/日	介護職員のうち常勤職員の占める割合が75/100以上である場合。
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6円/日	介護職員の総数のうち勤続3年以上の者の占める割合が30/100以上である場合。
介護職員処遇改善加算 (Ⅰイ)	介護報酬総額の 21.6%(1ヶ月につき)	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰロ)	介護報酬総額の 23.6%(1ヶ月につき)	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱイ)	介護報酬総額の 20.9%(1ヶ月につき)	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱロ)	介護報酬総額の 22.9%(1ヶ月につき)	
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	介護報酬総額の 18.5%(1ヶ月につき)	
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	介護報酬総額の 15.7%(1ヶ月につき)	

